



低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分) を支給します

対象＝次の①、②の全てを満たす人

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する
父母など（障害児の場合は20歳未満）

※令和3年4月1日から令和4年2月28日までに生
まれた児童も対象

②令和3年度の住民税（均等割）が非課税の人、また
は新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年1

月1日以降の収入が急変し、住民税が非課税相当の
収入となった人（家計急変者）

※同じ対象児童について、子育て世帯生活支援特別給
付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた人は対象外
支給額＝児童1人あたり一律5万円

問い合わせ＝子育て支援課子育て支援係（☎47 -
1152）

支給方法

申請が不要の人



(1) 令和3年4月分の児童手当・特別児童扶
養手当の受給者で、住民税（均等割）が非課税
の人（公務員を除く）

対象者には、6月末に給付案内通知、7月中
旬に支給決定通知書を郵送します。給付金の支
給は7月21日（水）を予定しており、児童手
当などを支給する銀行口座へ振り込みます。

受給を希望しない場合は、7月9日（金）ま
でに、受給拒否の届出書を子育て支援課へ提出
してください。届出用紙は、子育て支援課（保
健福祉会館1階）、新里・黒保根支所、市ホーム
ページにあります。

(2) 令和3年4月以降に出生した児童などを
養育する父母などで、桐生市から、令和3年5
月から令和4年3月までのいずれかの月の児
童手当などの受給資格または額改定の認定を
受け、住民税（均等割）が非課税の人

対象者には、児童手当などの認定後に給付案
内通知、また支給決定通知を郵送します。給付
金の支給は、原則、児童手当などの認定月の翌
月を予定しています（5～7月までの認定者
は、8月下旬に支給予定）。

受給を希望しない場合は、市が指定する日ま
でに、受給拒否の届出書を子育て支援課へ提出
してください。届出用紙は、子育て支援課（保
健福祉会館1階）、新里・黒保根支所、市ホーム
ページにあります。

申請が必要な人



左記（1）、（2）以外の人（例：高校生のみ養育して
いる人、家計急変者、公務員など）

申請書、簡易な収入見込額の申立書などの提出が必要
です。

※父母が共に児童を監護し、かつ生計を同じくしてい
る場合、父母のうち所得の高い人が要件を満たすこ
とが必要です。また家計急変者は、家計急変後の父
母の収入を比較し、収入の高い人が住民税非課税相
当の水準になっていることが必要です。

※公務員で、児童手当を所属庁（職場）から受給して
いる人は、申請書に児童手当の受給についての証明
を受けることが必要です。

※令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当を受
給する人などで、まだ税の申告をしていない場合、
市で支給要件の把握ができませんので、早めに申告
してください。申告後、支給要件に該当するよう
であれば給付金を受給できますので、手続きを行って
ください。

申請期間＝7月16日（金）～令和4年2月28日（月）

※令和4年3月分の児童手当などの受給資格または額
改定の認定請求をした人は、令和4年3月15日（火）
まで

申請場所＝子育て支援課（保健福祉会館1階）、新里・
黒保根支所市民生活課（午前8時30分から午後5時
15分まで（土、日、祝日、年末年始を除く））

審査結果・支給日＝審査の結果、受給可能な人には支
給決定通知書を郵送します。給付金の支給は、原則、
申請の翌月を予定しています。支給要件に該当しない
人には、不支給決定通知書を郵送します。